

国立大学法人等の業務運営について

令和3年11月17日
独立行政法人評価制度委員会決定

1 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し」に関する委員会活動の概要

本委員会は、客観的・中立的な立場から法人運営の適正を確保するという役割を踏まえ、本年4月に確認した「令和3年度の調査審議の進め方について」に沿って、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の役割や法人を取り巻く環境の変化等について、早期から文部科学省との間で共通認識を醸成した上で、国立大学法人評価委員会や国立大学法人等の有識者との意見交換を実施してきた。そして、その結果も踏まえて、文部科学大臣が国立大学法人法第31条の4の規定に基づいて行う「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し」に関し、本年7月に確認した以下の観点から調査審議を行ってきたところである。

- ①法人の運営に係るPDCAサイクルが、国立大学法人制度の下できちんと機能するようになっているか
 - ・これまでの国立大学法人改革等への対応も含め、法人の業務運営上の課題が明確に示され、それを的確に反映したものになっているか。
 - ・本年の通常国会で成立した国立大学法人法の改正に基づく新たな目標策定・評価の仕組みにおいてもPDCAサイクルが機能するように取り組まれるようになっているか
- ②ガバナンスや経営基盤の強化、運営の効率化
 - ・関係機関等との連携強化の推進（産学連携等の推進）
 - ・多様な人材の積極的な登用
 - ・（学長を中心とした）ガバナンスの強化
 - ・自律的な経営に向けた体制強化
 - ・効率的・効果的な業務運営に向けたデジタル化の推進
 - ・研究不正等への対策強化
 - ・情報セキュリティの確保

2 国立大学法人等の業務運営について

これまでの調査審議の結果を踏まえ、国立大学法人等の業務運営に関して本委員会として特に重要と考える視点を以下のとおり取りまとめた。

(1) 法人のガバナンス強化について

- ・ 国立大学法人法の改正等を踏まえて強靱なガバナンス体制の構築と透明性の確保を進めるに当たっては、自己点検・評価の結果や国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況の確認結果等について、教育研究や業務運営の改善に適切に活用するほか、ステークホルダーに対して、積極的・定期的な情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションを通じて法人経営に対する理解・支持の獲得に取り組むこと。
- ・ また、より多くの関係者に自己点検・評価結果等の情報を活用してもらうことが重要であることを踏まえ、対象とするステークホルダーを明確化した上で、それを意識した内容となるように自己点検・評価結果等の項目を充実させること。
- ・ 研究不正・研究費不正といった不適切事案の防止が徹底して行われ、国民から信頼される組織運営が行われるよう、引き続き法令その他の規範の遵守を徹底するとともに、研究不正防止対策のための組織体制の強化を一層推進すること。

(背景事情等)

- ・ 国立大学法人法の改正に伴い、令和4年度から学長選考会議の権限の追加、監事の体制の強化等の措置が講じられ、各国立大学法人等において運営体制の整備等に取り組んでいくこととなるほか、年度評価が廃止され、国立大学法人等が行う自己点検・評価や国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況の確認等を通じて、毎年の業務運営等の改善に取り組んでいくこととなることから、次期中期目標期間においては、強靱なガバナンス体制の構築と透明性の確保を更に進める必要があると考える。
- ・ 国立大学法人等は、これまでも、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、研究不正・研究費不正の根絶に向けた組織的な取組を行ってきたが、国立大学法人評価委員会が行った第3期中期目標期間（4年目終了時）の業務の実績に関する評価結果（以下「第3期中期目標期間（4年目終了時）評価結果」という。）を点検したところ、依然として、論文にかかるねつ造や改ざんなど研究活動における不正事案や、公的研究費の不正受給や不適切な使用などの事案が発生しており、次期中期目標期間においても取組を更に進める必要があると考える。

(2) 財務内容の改善等について

- ・ 国立大学法人等においては、女性研究者・若手研究者等の多様な人材の確保や教育研究環境の整備等を実施することが重要であり、これらに資する寄附金や産学連携による産業界からの資金の受入れ等の多様な財源を確保するため、法人経営に対する理解・支持を獲得できるよう、各法人の特性や状況に応じ、法人の取組をアピールする具体的な方策を検討すること。
- ・ 効率的・効果的な業務運営に向けて、デジタル技術の活用による業務運営体制等の整備について、今後も推進していく必要があるが、その際、情報セキュリティ確保の観点から、個々の学生や職員等の情報セキュリティに対する意識改革を促すことに加えて、個別の法人で対策を講じることが困難な場合には、法人間で情報交換や研修を実施するなど連携を図り、共同で対策を講じていくことも検討すること。

(背景事情等)

- ・ 国立大学法人等においては、これまでも、「国立大学経営力戦略」や「国立大学改革方針」等を踏まえ、女性研究者・若手研究者等の多様な人材の確保、共同研究の実施、外部資金の獲得等の取組を実施してきたが、第3期中期目標期間（4年目終了時）評価結果を点検したところ、一部の法人で中期計画の進捗に遅れが生じており、次期中期目標期間においても取組を更に進める必要があると考える。
- ・ 国立大学法人等は、これまでも、情報セキュリティレベルを確保・向上させていくために必要な取組を行ってきたが、第3期中期目標期間（4年目終了時）評価結果を点検したところ、学生や職員等の個人情報の漏洩等のセキュリティインシデントが引き続き発生しており、次期中期目標期間においても取組を更に進める必要があると考える。

3 今後について

文部科学大臣においては、2に掲げた点について特に留意して、次期中期目標期間における国立大学法人等の業務運営に関する検討を進められたい。

なお、国立大学法人法の改正により、一法人複数大学制度等、法人の長と大学の長の役割分担を可能とする仕組みが導入されたところであり、新たな制度を踏まえた国立大学法人等の業務運営について、本委員会としても関心を持って注視していくこととする。